

## 防災集団移転促進事業における移転先宅地借地料の軽減について

### 〈市長コメント〉

防災集団移転促進事業において整備した移転先宅地の借地料について、更なる軽減措置を行うことにしましたのでお知らせいたします。

現在、移転先宅地の借地期間を52年間とし、うち30年間の軽減期間として、新市街地の借地料は固定資産税評価額の1.4%かつ最初の10年間は200㎡までの全額免除、半島部は全額免除としており、31年目以降については、新市街地及び半島部の借地料は、本市公有財産規則により固定資産税評価額の5.5%としておりました。

今回、住宅の自主再建を目指す被災者の方々の負担を軽減することにより、自主再建を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、31年目から52年目までの借地料を固定資産税評価額の5.5%から1.4%に軽減することといたしました。